

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター ごみクレーンケーブルリール購入
契約の相手方	JFE プラントエンジニア株式会社 関西営業所
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>当クリーンセンターのごみクレーンケーブルリールは、ごみピットのごみを各焼却炉に供給するためのごみクレーン設備において、クレーンの先に取り付けてあるバケットに対して、電気を供給するケーブルを緩ませることなく巻き取り、繰り出しを自動的に行う設備である。</p> <p>ケーブルリールは、クレーン本体の動きに同調して運転しなければ、ケーブルの切断事故等を起こす可能性があるため、クレーン本体と一体制御する必要があり、クレーン設備の設計製作会社のみが有する設備に対する取り合い等ノウハウがなければ製作することができず、上記業者からしか購入することができない。</p> <p>以上の理由から、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター (電話番号 078-974-2005)